

# CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS



弁護士法人

## 中央総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階  
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289  
〒106-0032 東京都港区六本木1丁目6番3号 泉ガーデンウイング5階  
電話 03-3568-7244(代表) / ファクシミリ 03-3568-7245

2009 新春号

2009年 1月発行 第53号



### ご挨拶

新年明けましておめでとうございます。

厳しい経済状況下の年明けとなりましたが、このような厳しい時代にこそ、事業者は経営力の、生活者は生活設計の真価が問われるのではないのでしょうか。厳しい環境下にあっても、夢のある目標をもち、その達成のため、堅実に最善を尽くしていくことに生きる喜びを見いだしていきたいものです。

さて、司法研修所修了後、当事務所で執務してきました三芳(旧姓近藤)恭子弁護士が、昨年末をもって退所いたしました。残念ではありますが、かねて病氣療養中のところ、健康回復を最優先として、弁護士登録も返上し、療養に専念されることになったものであります。健康を回復され、元気に活動を再開されることを祈念してやみません。

東京事務所の小林幹雄弁護士が、ご自身の新たな可能性に挑戦したいとの強い希望により、今月末をもって当事務所を退所し、移籍することになりました。これまでに同弁護士にいただきましたご交誼に感謝いたします。そして、同弁護士が新しい活動の中で思う存分活躍され、飛躍的に発展されることを期待してやみません。

今般、赤崎雄作弁護士を迎えました。同君は東京大学法学部を卒業、京都大学法科大学院を修了し、昨年12月に司法研修所を優秀な成績で修了した新進気鋭の青年弁護士です。私ども同様にご交誼を賜りますようお願い申し上げます。

所長弁護士 中 務 嗣治郎

### 新入所 弁護士ご挨拶



弁護士  
**赤崎 雄作**  
(あかさき ゆうさく)

〈出身大学〉  
東京大学法学部  
京都大学法科大学院

〈経歴〉  
2008年12月  
最高裁判所司法研修所修了(新61期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律事務所入所

はじめまして、赤崎雄作と申します。この度、当事務所で弁護士としての活動をスタートさせることになりました。

法律の世界は、「正しい」ことを「正しい」と言える世界です。これまでロースクール、修習においては、「正しい」ことが前提の事実を、どう「正しく」対処、解決するかという点を中心に学んできました。弁護士になると、「正しい」ことを「正しく」対処、解決することは当然で、その前提としてまず目の前にある事実が「正しい」のかどうなのかの判断を求められます。そして、その判断を的確にできることは、弁護士として非常に重要な能力だと考えております。

近年、様々な分野での規制緩和がなされて弁護士の活動の幅が広がり、それに対応すべく弁護士の数が急激に増えており、弁護士においては、より専門的な知識・経験が要求され、質の高い法的サービスが求められる時代となりました。知識・経験を身につけることはもちろん、事実を「正しい」と判断するバランス感覚を常に磨き、依頼者の方々のご期待に沿えるような質の高い法的サービスを提供できるよう誠心誠意努力してまいります。

まだまだ未熟な身ではございますが、ひとつひとつの案件に全力投球で取り組んでまいりますので、どうぞ皆様のご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願ひいたします。

# 謹賀新年

旧年中は大変お世話になり、有難うございました。  
本年も所員一同「至誠」を心掛け、職務に当たる所存でございます。

よろしくお願い致します。

## 弁護士 岩城 本臣

昨年、「民族融和」を目指したトニー大統領亡き後の銃痕が残るバルカン半島と、「自由の女神」に象徴されるニューヨークを旅しました。変わるもの、変わらないものがあるようです。一段と厳しい経済状況。生き方、生産のあり方を反映する雇用形態。已むなき解消に際してもより柔軟さが求められます。

## 弁護士 森 真二

「ほう・れん・そう」はよく使われる言葉です。「せつめいかい」は、説教・命令・介入。「えんかい」は援助・介入です。「説・命・介」にしろ「援・介」にしろ、使い方次第でしょう。ビジネスに限らず全ての面でコミュニケーションは重要です。このあり方・持ち方をもっと考えていきたいと思っています。

## 弁護士 村野 譲二

金融資本主義には不合理さや危うさを感じていましたが、現実のものとなって急激な経済収縮が起っています。これは、バブル経済崩壊時と似た様相でもあります。人事・労務の面からいえば、日本の企業はこれを克服してきた経験があり、非正規雇用枠を使うなどして比較的スムーズな対応が可能です。しかし、「派遣切り」などという言葉は聞く心が痛みます。

## 弁護士 加藤 幸江

著作権法における「フェアユース制定論議」、特許権における「通常実施権等登録制度の見直し」、独占禁止法における「課徴金適用範囲の拡大」等、今年も国会から目が離せません。当事務所の知財部は質も人員も充実し、皆様からのご相談に的確、迅速に対応いたします。

## 弁護士 安保 智勇

東京事務所開設から満5年が経過し、今年で6年目です。当初は私と秘書1名だったのが、いつの間にか人数も増え、事務所のスペースも限界となってきました。これもひとえに依頼者の皆様のご支援のおかげと有難く思っております。弁護士業界を取り巻く環境も不透明ですが、気を引き締めて次の5年間もがんばりたいと思います。

## 弁護士 中光 弘

社会は劇的に変化し続けておりますが、いつの時代であっても、誠実に迅速にという仕事の基本は変わることがないと考えております。本年もいっそう誠実さ迅速さを肝に銘じて職務を行う所存です。どうぞよろしくお申し上げます。

## 弁護士 中務 正裕

世界的に経済情勢が不透明となるなか、今まで以上にリスクマネジメント体制の強化が求められています。他方で、今の時期こそ業務の拡充を図るチャンスであるという見方もできます。攻め、守り、いずれの場面においても法的側面から十全のバックアップをすべく、お手伝いできればと思っております。

## 弁護士 中務 尚子

どんな事件でも、必ず機が熟するときがあり、解決に至ります。丁寧な処理を心がけ、事件の筋をきっちりと読みながら最も望ましい解決にもっていくことを心がけています。弁護士として、皆さまに必要とされるのが一番の喜びです。どんどんお声掛けください。

## 弁護士 村上 創

サブプライムショックによる世界経済の混乱は、バブル経済の崩壊直後を日本経済の一員として経験できなかった私としては本当に考えさせる点が多数あります。様々な面からの法的ニーズに対して、これまでの経験を基に更に知恵を振り絞ってお応えしたいと考えておりますので、本年もよろしくお申し致します。

## 弁護士 小林 章博

私が弁護士登録をして今年で丸10年が経過します。この10年、多種多様な案件を経験する機会に恵まれましたが、まだまだ過去の経験だけでは乗り越えられない問題に日々直面します。昨日より今日、今日より明日と一步一步着実に進化していけるよう今年も精進したいと思います。

## 弁護士 錦野 裕宗

近時、法改正の動きはめまぐるしく、専門分野とする金融関連業法のフォローアップだけでも相当の気力・労力が必要となりますが、牛のごとく、一歩ずつ日々の研鑽を行う決意です。本年も、東京・大阪事務所兼任の立場ですが、テレビ会議等の有効活用により、皆様方へのご迷惑を最小限に留め、そのニーズに応えて参りたいと存じます。

## 弁護士 鈴木 秋夫

「同じことを100回実行したら100回ともすべて成功させるのがプロである。人間だからミスは仕方がないという気持ちで取り組むのであればプロではない。」という主旨の王貞治氏の言葉を聞いて、とても感銘を受けました。クライアントから選ばれる真のプロの弁護士になるために、今年も日々努力していく所存です。

## 弁護士 小林 幹雄

昨年企業買収を中心に様々な中国ビジネス案件を取り扱いました。また日常業務以外では各種講演(中国の会社法、企業買収、現地法人の解散・清算等)や雑誌記事執筆の機会も多く得ることができ、中国ビジネス法を専門とする弁護士として充実した1年を過ごすことができました。本年も更に充実した1年とすべく精進する所存です。

## 弁護士 藤井 康弘

昨年は留学という転機に恵まれ、これまで以上に世界の出来事に目を向けられるようになった一年でした。今年もできる限り多くのことを吸収し、さらなる飛躍の年にしたいと思います。オバマ氏が「change」の標語を掲げ黒人初の大統領に当選しましたが、私も「change」が感じられる年に出来るよう頑張る所存です。

## 弁護士 國吉 雅男

チャレンジ!この言葉を本年の私のモットーにしたいと考えております。新しい業務分野への進出、多くの人々との交流、先進の法分野についての研鑽、これらのことに積極的にチャレンジしていきます。また、これらのチャレンジを糧として、ご依頼、ご相談いただいたお仕事について最大限の結果を出していきたいと考えております。今年もどうぞ宜しくお願いいたします。

## 弁護士 瀧川 佳昌

近時の景気悪化に伴い、債権回収等の事件・相談が増えてまいりました。ここ数年の複雑な契約条項の下組成した案件の回収の相談も受けますが、どれだけ遺漏のないように契約条項をつくったように見えるものでも、実際の紛争になると対応しきれない契約も多々見受けられます。改めて紛争法務と予防法務の関連性を痛感しているとともに、今後も双方の法務に精通し、質の高く迅速なリーガルサービスを提供させていただきたいと存じます。

## 弁護士 衛藤 祐樹

今年、30歳になる年で、弁護士5年目の年で、私にとって節目の年となります。昔、思い描いていた30歳像、5年目の弁護士像と比べると、今の自分は、いい意味でも悪い意味でも若いと感じます。若さがプラスに働くよう、この節目の年をチャレンジの年の位置づけ、自分を磨いていきたいと考えております。

## 弁護士 金澤 浩志

昨今は「分かり易さ」が好まれる傾向があるように思われます。必ずしもこのような傾向に反対するものではありませんが、分かり易くし過ぎた結果「本質」が抜け落ちてしまっていることも多々あるようです。事柄の「本質」を捉えて、これを「分かり易く」表現する力を養っていきたいと思います。

## 弁護士・弁理士 山田 威一郎

弁護士としての初めての1年間が終わりました。訴訟やM&Aなど弁理士時代には経験できなかった様々な案件を担当し、少しずつ弁護士の思考にも慣れてきたように思います。今年、弁護士2年目、もう新人だとの言い訳はできません。日本一の知財弁護士を目指し、今年も頑張っていきたいと思っております。

## 弁護士 中野 清登

昨年(平成20年)5月より、東京事務所にて執務しております。関西以外で生活するのは初めてであり、多少の不安もありましたが、現在ではすっかり東京に馴染み、充実した生活を送っています。今後従前と変わらず熱意を持って業務に励む所存ですので、よろしくお願いたします。

## 弁護士 福栄 泰三

昨年は、業務に追われながらも、充実した毎日を送ることができました。弁護士登録から3年が経過しましたが、初心を忘れることなく、何事にも、チャレンジ精神をもって取り組んで参りたいと考えています。今後とも、お気軽にお声がけいただければ幸いです。

## 弁護士 吉田 伸哉

サブプライム問題に端を発した世界同時不況の情勢下で新年を迎えました。私は、逆境の中でこそ企業のみならず弁護士の真価が問われると考えております。今年、倒産関係のみならず、幅広い分野にわたって皆様のニーズにより的確に応えることのできるよう精進して参ります。

## 弁護士 加來 武宜

歴史には「ああ、あの時が転機だったな」と後世に振り返られるときが必ずありますが、日本経済にとって昨年はまさにそのような年でした。経済がこの未曾有の危機を乗り越え、チャンスとし、昨年の良い意味での歴史上の転機だったと後世にいわれるよう、現場においてできる限りの尽力をしていきたいと考えています。

## 弁護士 田口 健司

弁護士登録から2年が経過しましたが、様々な案件を経験する中で、弁護士としての職責の重さを痛感しております。今年も、迅速かつ適切な事件処理を心がけ、初心を忘れず、日々精進していく所存です。何事もお気軽にご相談いただければ幸いです。

## 弁護士 平山 浩一郎

弁護士として2年目を迎えることとなりました。日々様々な案件に触れ、一つ一つ誠心誠意取り組むことによって、大きく成長できた1年であったと感じております。弁護士となったときの謙虚な気持ちを決して忘れることなく、今年もより一層クライアントのニーズに的確に対応できるよう努めて参ります。

## 弁護士 古川 純平

昨年は、日々色々な案件を経験することで、少しずつ成長を実感できた年でした。今年も昨年得た知識・経験に基づき、さらに多くの事件を取扱うことで、的確・迅速な法的助言を行い、依頼者の皆様方に少しでもお力添えできるよう精進する所存ですので、今後ともよろしくお願いたします。

## 弁護士 松本 久美子

弁護士になって丸1年が経過し、近頃は日ごろの業務にも慣れてまいりましたが、黄牛に突かれることのないよう今年一年も気を引き締めて職務に励んでいきたいと思っております。何卒、本年もご指導ご鞭撻の程よろしくお願いたします。

## 弁護士 柿平 宏明

弁護士となって未だ4ヶ月ではございますが、事件を解決することで依頼者の方が本来の笑顔に戻ってゆく喜びを感じた4ヶ月でした。これからも依頼者の方の笑顔を守ることが出来るよう、より一層の研鑽を積む所存ですので、本年もご指導ご鞭撻の程、宜しくお願致します。

## 弁護士 川口 富男

アメリカの金融危機に端を発した嵐が日本でも吹き荒れています。堅牢で柔軟な建物が地震や嵐に強いように、日本の社会・経済構造が堅牢で柔軟であれば、この嵐にも耐えるはず。その基盤は、迂遠なことを言うようですが、規律と礼節だと思っており、これは日本古来の徳目なのです。

## 弁護士 岡村 旦

## 外国法研究員(中国律師) 顧 曉

ここ数年、外国企業の中国におけるM&A案件が増加しています。これは、日系企業を含めた外資による対中ビジネス展開の多様化を背景にするものであり、かかる傾向は今後も続くのではないかと考えております。本年も、これまでの経験を糧に、より一層努力してまいりる所存ですので、何卒宜しくお願致します。

## 法務部長 寺本 栄

昨年の未曾有の経済情勢の悪化を受けて、今年、各種の法的整理手続に関する案件あるいは担保権実行等債権回収に関する案件が増加してくると思われ。この様な状況の中で、事務職員としても、依頼者の方々に、より迅速に、より適切な法的サービスを提供できるように、日々自己研鑽を心がけていきたいと思っております。

## 法務部長 角口 猛

入所して早や16年目を迎えました。昨年は、人と人とのつながりの広がりが、大きな力になることを実感する機会に恵まれました。今年も、一つ一つの出会いを大切に、一人一人の想いを大切にして、日々の業務に専念したいと考えております。よろしくお願いたします。

## 法務部長 野草 弘嗣

昨年、11月に当事務所に入所いたしました。微力ではありますが、自己研鑽に励み、皆様のご期待、ご要望に添えるべく全力を尽くして職責を果たす所存でございますので、なにとぞ、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願申し上げます。





弁護士

錦野 裕宗  
(にしきの・ひろのり)

〈出身大学〉  
京都大学法学部

〈経歴〉  
1999年  
最高裁判所司法研修所修了  
(51期)  
大阪弁護士会登録  
中央総合法律事務所入所

2005年4月  
金融庁 監督局保険課 出向

2007年6月  
中央総合法律事務所復帰

〈取扱業務〉  
金融法務、民事法務、  
商事法務、会社法務、  
倒産法務、家事相続法務等



弁護士

平山 浩一郎  
(ひらやま・こういちろう)

〈出身大学〉  
九州大学経済学部

〈経歴〉  
1996年4月株式会社あさ  
ひ銀行(現 株式会社りそな  
銀行)入社  
2007年9月最高裁判所  
法研修所修了(60期)  
大阪弁護士会登録  
中央総合法律事務所入所

## 貸金業法の改正による過剰貸付の抑制について

弁護士 錦野 裕宗  
弁護士 平山 浩一郎

### 第1 はじめに

「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」(平成18年法律第115号)が、平成18年12月13日に成立し、同月20日に公布されました。

この法律は、4段階に分けて施行されることとなっています。罰則強化等の内容を含む第一段階の施行(平成19年1月20日)、貸金業者の登録要件の強化、行為規制の強化、業務改善命令の創設等の監督の強化等を内容とする第二段階の施行(「2号施行」とも呼ばれています。平成19年12月19日)は、既に施行済みとなっています。

この第二段階の施行に伴い、従前の法律名である「貸金業の規制等に関する法律」は「貸金業法」と改められることとなりましたが、これは不適格者を排除するのみならず、リスクに応じた金利設定と健全な競争を促進することにより、貸金業者を消費者金融マーケットの重要な担い手として位置づけるとともに、現行業者の業務を改善して適正化していくという考え方に、より重点が置かれることとなったことに対応するものです<sup>1</sup>。

本稿では、未だ未施行であり、現在貸金業者やその実務担当者において鋭意準備作業を行なっておられるであろう第三段階の施行(「3号施行」とも呼ばれています。平成19年12月19日から1年半以内に施行予定)、及び第四段階の施行(「4号施行」とも呼ばれています。平成19年12月19日から2年半以内に施行予定)に係る改正内容のうち、その柱の一つと位置づけられる総量規制の導入について概説したいと思います。なお、条文の引用は該当法令が施行後のものを前提と致します。

### 第2 総量規制等の導入

旧法においても「貸金業者は、資金需要者である顧客又は保証人となろうとする者の資力又は信用、借入れの状況、返済計画等について調査し、その者の返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結してはならない」(貸金業の規制等に関する法律13条1項)とされ、過剰貸付は禁止されていました。しかし、「返済能力を超える」とはどの程度のことを指すのか必ずしも明確とは言えず、加えて訓示的な規定と解されており行政処

分の対象ともなっていなかったため、実効性に乏しいものと評価されていました。

この内容と関連しますが、2号施行段階で、貸金業法には「適合性の原則」が導入されています(貸金業法(以下「法」といいます)16条3項、「貸金業者は、資金需要者等の知識、経験、財産の状況及び貸付けの契約の締結の目的に照らして不相当と認められる勧誘を行って資金需要者等の利益の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、貸金業の業務を行なわなければならない」)。「適合性の原則」とは平たくいえば、「顧客側の事情に鑑みて、保護に欠ける勧誘を行なうな」ということであり、その遵守のためには、まず顧客側から一定の情報を収集する必要があります(「ノウ・ユア・カスタマールール」と呼ばれます)。そして、収集した情報に応じ一定の勧誘が禁止されます(講学上、「狭義の適合性原則」と呼ばれます)。この「適合性の原則」は、行為規制と解されており、違反すれば即法令違反となりますので旧法の訓示的規定であり行政処分の対象とはならないという点は克服されることとなります。しかし、顧客の実情に即したフレキシブルな対応を要求する規定の性質の裏返しとして、明確な行為を義務付け、禁止するものとはなっていません。

一方、我が国における過剰貸付問題、多重債務問題の克服は喫緊の課題であり、そしてこれは貸金業界特有の問題とも考えられるため、金融商品の販売・勧誘における原則的ルールである「適合性の原則」のみならず、行為を求める対象、禁止対象がより明確となるような別途の規制が導入されることとなりました。

それが、以下に説明する総借入残高が年収の3分の1を超える貸付を原則として禁止する総量規制、及びその前提としての(「適合性の原則」にいう「ノウ・ユア・カスタマールール」に位置づけられると考えられる)返済能力調査義務です(法13条等、なお施行時期は4号施行)。

このような返済能力調査義務、総量規制という明確な内容の行為規制が定められたことにより、違反した貸金業者に対しては法令違反として行政処分の発動がなされることとなりますので、貸金業者にとってはこの規制を適切に遵守することがまずもって肝要ということとなります。

### 1 返済能力調査義務

「貸金業者は、貸付けの契約を締結しようとする場合には、顧客等の収入又は収益その他の資力、信用、借入れの状況、返済計画その他の返済能力に関する事項を調査しなければならない」とされ、貸金業者が貸付に先立ち、借り手、保証人の返済能力の調査をすることが義務付けられることとなっております(法13条1項)。加えて、この調査に係る法令所定の記録を作成し、原則として貸付が存続する間、保存することが義務付けられています(法13条4項、貸金業法施行規則(以下「規則」といいます)10条の18等)。

また、帳簿等により返済能力に係る情報を把握できる可能性が高い法人向け貸付に比較し、個人向け貸付は、本人のみから得られる情報によっては、精緻な与信審査を行なうことは困難と考えられることから、個人である顧客等と貸付けの契約を締結しようとする場合には、以下(1)および(2)の具体的義務が課せられることとなります。

ただし、手形割引等一定の貸付につきましては、上記(1)および(2)の規制の対象外とされております(法13条2項、3項、規則10条の16、1条の2の2第2号ないし5号)。

#### (1) 個人信用情報使用義務

貸金業者が、個人に対して貸付をする際、指定信用情報機関の個人信用情報を利用することが義務付けられました(法13条2項)。

#### (2) 年収証明書類徴求義務

①自社からの借入残高が50万円超となる場合の貸付、または②他社を含めた総借入残高が100万円超となる場合の貸付を行なおうとするときは、貸金業者が借り手から源泉徴収票等の年収証明書類の提出・提供を受けることが義務付けられました(法13条3項)。

### 2 総量規制

「貸金業者は、貸付けの契約を締結しようとする場合において、前条第一項の規定による調査により、当該貸付けの契約が個人過剰貸付契約その他顧客等の返済能力を超える貸付の契約と認められるときは、当該貸付けの契約を締結してはならない」とされ、過剰貸付けの禁止が明確化されています(法13条の2第1項)。この「返済能力を超える貸付」とは、具体的には、給与等の定期的な収入により、生活に特段の支障を来たすことなく毎回の返済を行なうことができないような場合を言うものとされ<sup>2</sup>、その明確化のため、以下に説明する総量規制が導入されることとなりました。

(1) 個人に対する、総借入残高(①住宅ローン等を除く)が年収の3分の1を超える貸付が原則として禁止されます。ただし、②当該個人の利益の保護に支障を生ずることがない契約として内閣府令で定めるものについては、例外として許容されることとなります(法13条の2)。

この「年収の3分の1」という基準は、平均的な消費者金融利用者層の一般的な返済余力を踏まえて設定されたものです。

なお、個人事業主に対する貸付けは、たとえそれがその資金用途を事業性資金とするものであっても、原則として総量規制の対象となることに留意が必要です。ただし、「実地調査、当該個人顧客の直近の確定申告書の確認その他の方法により当該事業の実態が確保されていること」、及び、「当該個人顧客の事業計画、収支計画及び資金計画に照らし、当該個人顧客の返済能力を超えない貸付けに係る契約であると認められること」の両要件を満たす場合には、後記(3)キの総量規制の例外として許容されることとなります(規則10条の23第1項7号)。

なお、総量規制違反の貸付をした貸金業者は行政処分の対象になりますが、総量規制違反を理由に当該貸付が民事上無効となることはないものと考えられます。

#### (2) 除外

①住宅ローン等(以下アないしカ)、については、総量規制の対象から除外されており、総借入残高に算入しないこととされております(法13条の2第2項)。

住宅ローン等については、定型的に低金利で返済期間が長期にわたるものであり、また貸付額が多額であって、年収の3分の1という基準になじまないことによるものです。

- ア 不動産購入のための貸付およびそのつなぎ融資(規則10条の21第1項1号、2号)
- イ 自動車購入時の自動車担保貸付(規則10条の21第1項3号)
- ウ 高額医療費の貸付(規則10条の21第1項4号)
- エ 手形割引(規則10条の21第1項5号、1条の2の2第2号)
- オ 金融商品取引業者が保護預りをしている有価証券を担保とした、当該金融商品取引業者による当該有価証券の時価の範囲内の貸付(規則10条の21第1項5号、1条の2の2第3号、第4号)
- カ 貸金業者を債権者とする金銭の媒介にかかる契約(規則10条の21第1項5号、1条の2の2第5号)

1 大森泰人「Q&A 新貸金業法の解説」(社団法人金融財政事情研究会)16頁

2 前掲大森 86頁

### (3) 例外

②当該個人の利益の保護に支障を生ずることがない契約として内閣府令で定めるもの(以下アないしキ)、については、総借入残高には算入されますが、総量規制の例外として許容されることとなっています(法13条の2第2項)。

借り手の返済能力が定型的に認められ、健全な資金ニーズに基づくものであると認められる、「当該個人の利益の保護に支障を生ずることがない契約」として、貸金業法施行規則は以下の貸付類型を挙げています。

- ア 有価証券担保貸付(規則10条の23第1項1号)
- イ 不動産(居宅等を除く)担保貸付(規則10条の23第1項2号)
- ウ 売却予定不動産の売却代金により返済できる貸付(規則10条の23第1項3号)
- エ 当該個人に一方的に有利な借換としての貸付(規則10条の23第1項4号)
- オ 緊急の医療費の貸付(規則10条の23第1項5号)
- カ 配偶者と併せた年収の3分の1以下の貸付(規則10条の23第1項6号)
- キ 個人事業主に対する貸付(規則10条の23第1項7号、8号)

### 第3 指定信用情報機関制度の創設

上記総量規制は、貸金業者が個人の総借入残高を把握できなければ実効性がありません。

そこで、その人的構成に照らして、信用情報提供等業務を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すると認められること等一定の要件を満たす信用情報機関を内閣総理大臣が指定する制度を導入することによって、貸金業者が個人の総借入残高を把握できる仕組が整備されることとなっています。

そのうえで、貸金業者が、指定信用情報機関に対し、個人信用情報として、個人識別情報や貸付残高等に関する情報を提供することが義務付けられました(法41条の35)。これに関し、個人の貸付残高等個人信用情報に変更があったときは、貸金業者は、遅滞なく、その変更内容を指定信用情報機関に提供しなければならないこととされていますが(法41の35第3項)、金融業者によっては、技術上の制約から速やかな情報提供ができない可能性があるとの指摘がなされているところであり、どのように実務上運営可能な態勢が構築されていくのか、注視していく必要があります。

なお、これらにつきましては、総量規制導入の前提となることから、その施行より1年早い3号施行時より施行されることとなっています。

### 第4 まとめ

現在貸金業者やその実務担当者におかれましては、総量規制を始めとした、3号施行・4号施行に向けて鋭意準備作業が行なわれているものと思われます。

その中で、留意しなければならないことは、今般の改正(2号施行)により導入された業務改善命令です。これは、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認められる場合に監督当局が発出できる行政処分であり、法令違反があった場合に限られるものではありません。

よって、貸金業者が体制整備を行なうにあたっては、法令(貸金業法、貸金業法施行令、貸金業法施行規則等)のみならず、金融庁監督局が策定・公表する「貸金業者向けの総合的な監督指針」や、自主規制機関である貸金業協会が策定・公表する自主規制規則も踏まえることが必須となります。

さらに言えば、これだけでも十分とは言えず、当該貸金業者ごとに資金需要者等の利益の保護に欠けることがないように適切な業務運営を確保していく必要があります。いわゆるコンプライアンスです。コンプライアンスの判断には法令適合性はもとより社会常識、社会規範に合致しているかといった点も重視され、個々の具体的場面によって判断が難しい場面も多々想定されます。いずれにしても、コンプライアンスに係る体制整備は、一義的には各社の経営判断により自主的に達成されていくべきものであり、監督当局もその自主性を一定程度重視するものと思われますが、その判断をあまり、顧客被害が生ずることとなった場合には、仮にそれが違法とはいえないとしても、業務改善命令は発出されることとなります。

そのような点を捉えましても、その対応は容易なものではありません。一つ一つの問題を実務での実現可能性、顧客の立場等さまざまな観点から、検討し、悩み、そして解決していく必要があります。このようなプロセスから免れることが出来ないのは紛れもない事実です。

しかしながら、これは、貸金業者が法制上、例えば銀行、保険会社等のように、その社会的存在が重要と認められたことに伴う反射的効果とも理解でき、そのような悩ましいプロセスは、実は意義深い、前向きな取組みであると評価されるべきものと考えます。

当事務所におきましても、貸金業法を含めた金融関連業法に係る研鑽を重ねております。是非そのような悩みを共有させて頂き、解決の一助としてご活用頂ければ幸甚でございます。

## Legalink リマ会議のご報告



弁護士  
小林 章博  
(こばやし・あきひろ)

〈出身大学〉  
京都大学法学部

〈経歴〉  
1999年 4月  
最高裁判所司法研修所修了  
(51期)  
大阪弁護士会登録  
(中央総合法律事務所入所)  
2005年 3月  
2級ファイナンシャル・プランニング技能士  
2007年 4月  
関西学院大学専門職大学院  
経営戦略研究科兼任講師  
(「金融商品取引法」担当)  
2007年 6月  
国家検定金融窓口サービス  
技能検定委員  
現在  
大阪弁護士会会社法実務研  
究会所属  
関西商事法律研究会所属  
全国倒産処理ネットワーク  
所属

〈取扱業務〉  
会社法務、商事法務、  
民事法務、倒産法務、  
金融法務、家事相続法務、  
資産設計提案業務

### 弁護士 小林 章博

以前の事務所ニュースでもご案内させていただきましたとおり、当事務所は、2007年、国際的な法律事務所のネットワークであるLegalink(リーガリンク)に日本の法律事務所として初めて加入しました。リーガリンクでは加盟する法律事務所がある国で年に2回総会が開催されます。今年の秋は、2008年10月22日から24日にかけてペルーの首都リマで総会が開催され、当事務所を代表して私が参加いたしました。

初日の10月22日には夕方から今回のホストであるペルーの弁護士事務所Estudio Grauの事務所において歓迎パーティーが行われました。同事務所は、来年で創業75年、弁護士数約40人が在籍するペルーでは中～大規模の範囲に属する事務所です。各種法律問題全般に対応できる総合的法律事務所であり著名な日本企業もクライアントにあるとのことでした。会場となった同法律事務所のオフィスは、リマ新市街のミラフローレス地区という大企業のオフィスビルや高級住宅街との混在した地区の一画にありましたが、特徴的だったのはいわゆるオフィスビルにあるのではなく一戸建てのオフィスで素晴らしい庭があったということでした。歓迎パーティーはそのオフィスの庭で立食形式で行なわれましたが、他国から参加したメンバーたちも、ほとんどがオフィスビルの中に事務所を構えているとのことで、今回のパーティー会場となったEstudio Grau事務所の素晴らしさに皆一様に驚いていました。パーティーは、和やかな雰囲気でおこなわれ、私を含め今回初めてLegalinkの会議に参加したメンバー約10名も皆お互いに打ち解けることができました。

翌23日は、朝から終日会議が行われました。今回の会議の出席者は全部で52名、まず参加者各自が、自分自身の自己紹介、自らが所属する法律事務所の紹介をおこなった後、3つのグループにわかれテーマをかえながらディスカッションをおこないました。今回のテーマは①アメリカ大統領選がクライアントのビジネスに与える影響、②金融

危機への対応、③南米でのビジネスについて、の3つでした。①や③のようなテーマについて、普段積極的に考える機会があまりなかったため、各国からの参加者の意見を聞けることは非常に興味深く有意義なものでした。

ランチを挟んだのち、午後は参加者が選択したテーマごとにわかれディスカッションを行いました。私は労働問題、M&Aのグループに参加しました。労働問題のグループでは、ペルーの弁護士からペルーでの労働法制度の紹介がありました。また、国際的なM&A案件においてリーガリンクのネットワークをどのように活用することができるか、互いの情報交換の強化等をどのように進めていくか等について活発に意見交換が行われました。

同日夜は、リマにあるプレ・インカ時代の遺蹟の中にあるレストランでデイナーがありました。会議参加者が招待したゲストも合同でのデイナーであり、より賑やかなひとときとなりました。

最終日の24日は昨日行われたグループミーティングの結果が簡単に報告されたのち、リーガリンクの運営に関して話し合いがなされました。具体的には新規参加の事務所の紹介、また今後参加を希望している事務所の紹介、年間予算などとともに、参加者相互の関係をより深めるためにウェブページの充実、メーリングリストの構築などについて話し合いを行いました。最後に次回2009年4月下旬の会議の開催予定地であるブタペスト(ハンガリー)の弁護士からプレゼンテーションが行われ今年の秋の総会は終了となりました。

さて、ペルーといえば世界遺産にも登録されている、インカ時代の有名なマチュピチュ遺跡があります。総会が終了後、参加者有志によるマチュピチュ遺跡へのツアーがあり、私も参加しました。マチュピチュ遺跡をはじめとするペルーの遺跡群は皆とても魅力的な場所であり、是非おすすめしたい場所です。楽しいエピソードもいろいろありますが、紙面の関係でここまで。





弁護士

中光 弘  
(なかつ ひろし)

〈出身大学〉  
大阪大学法学部

〈経歴〉  
1993年  
最高裁判所司法研修所修了  
(45期)  
大阪弁護士会登録  
中央総合法律事務所入所

〈取扱業務〉  
民事法務、商事法務、  
会社法務

## 中間省略登記と同様の意味をもつ直接移転登記

### 1. 中間省略登記とは

従前、中間省略登記といわれる登記が実務上なされることがありました。中間省略登記とは、たとえば、Aが土地をBに売却し、BがさらにCに売却したという場合、所有権はAからB、BからCと順次移転しているのですが、登記簿上は中間にいるBを省略して直接AからCへと移転したようにする登記のことをいいます。

そもそも不動産登記制度は、権利の取得や移転の過程を正確に登記簿に反映させることを目的としていますから、本来は、AからBへの所有権移転登記と、BからCへの所有権移転登記の二つがなされなければならないこととなりますが、実務上このような中間省略登記がなされています。

### 2. 実務上行われていた中間省略登記

この中間省略登記の方法でたとえば所有権移転登記の申請が行われた場合、登記事務を扱う法務局としては、AからCに所有権が移転したとする書類を提出して登記申請がなされてしまうと、本当はAからBに、BからCに順次所有権が移転していたとしても、そのことは登記官にはわかりませんから、そのまま登記申請が受け付けられることになり、事実上AからCへの所有権移転登記がなされていたのです。このような中間省略登記は、登録免許税が節約できると考える場合にはメリットがあるとされ、実務上広く行われてきたことができます。

### 3. 不動産登記法の改正

平成17年3月に改正不動産登記法が施行されました。改正法では、登記申請の際には権利変動の原因を証する情報(「登記原因証明情報」といいます。)を添付することが義務づけられるようになりました(現行不動産登記法第61条)。この点で、改正前の不動産登記法では、権利変動の原因を証明する書面がない場合に備えて、登記申請書の副本を提出することでも登記申請ができるということになっていたもので、先に述べたように本当はAからBに、BからCに所有権が移転していたとしても、登記申請書をもって所有権がAからCに移転したもとして登記申請がなされると、そのまま登記がなされていたわけですが、改正された不動産登記法では、登記申請書の

副本を用いた登記申請は認められていないので、このような登記申請はできなくなったと考えられます。

このような改正については、一方では改正前に比べて権利の取得や移転の経過が忠実に登記簿に反映されることになったといえますが、他方では中間省略登記ができないことは不便だということもいわれていました。

### 4. 直接移転登記の方法の模索

内閣総理大臣の諮問機関であった「規制改革・民間開放推進会議」においても、現行法下での中間省略登記の可能性がテーマとして取り上げられました。同会議では、不動産取引の実務では、AからCへ所有権を移す目的であっても、形式上はAB間の「売買契約書」とBC間の「売買契約書」をそれぞれ作成するケースがあることから、この場合の当事者3名の合意内容としては、所有権を一時的にもBに移転させる趣旨ではなく、実体上もAからCへ直接所有権を移転させることを内容とする契約が少なくないのではないか、との問題提起がなされました。

そこで、平成18年12月21日、同会議から法務省の登記担当部局に対して、AからB、BからCと順次売買が行われた際に、次に述べる(1)または(2)の内容の登記原因証明情報を添付して、直接AからCへの所有権移転登記を申請したときに認められるかどうかとの照会が行われ、法務省より、(1)と(2)のいずれの方法によっても差し支えない旨の回答がなされました。この回答の内容は、平成19年1月12日法務省民事局民事第二課長第52号通知として、全国の法務局へ伝わっています。

### 5. 確認された2つの方法

(1) 「第三者のためにする契約」による直接移転登記の方法

「第三者のためにする契約」とは、AとBが契約をするのですが、第三者であるCに直接権利を取得させることを内容とするものをいいます。

冒頭にあげた例でいいますと、たとえば以下の内容を記載した登記原因証明情報を添付して、登記申請をすることとなります。

① 売主Aと買主Bの間で、「Bは、売買代金を完済するまでに所有権の移転先となる者を指定し、

Aは、Bの指定する者に対して、Bの指定及び売買代金の完済を条件に所有権を直接移転する」旨の特約を付した売買契約を結んだこと。

② 上記の特約に従い、Bは、所有権移転先としてCを指定したこと。

③ 所有権移転先として指定されたCが、売主Aに対して受益の意思表示(「私が所有権の移転を受けます」という意思表示)を行ったこと。

④ BがAに対して売買代金全額を支払ったことにより、所有権がAからCへ直接移転したこと。

第三者Cは、Bから所有権移転先の指定を受けるに当たり、Bに対して通常何らかの対価を支払うことが想定されることです。しかし登記原因証明情報には、第三者のためにする契約によって所有権をAからCに移転するための法律上の要件である「第三者Cの指定」と「第三者Cによる受益の意思表示」のみが記載されていればよく、BC間でどのような契約が締結されたかを記載する必要はありません。

また、所有権移転先の指定は必ずしも売買代金を完済するまでにしなければいけない訳ではありません。例えばAB間の売買契約において、「Bが所有権移転先となる者を指定することを条件として、Aから、Bの指定する者へ所有権を移転する」旨の特約を付することで、売買契約と同時にBが代金決済をすることも可能です。

### (2) 「買主の地位の譲渡」による直接移転登記の方法

「買主の地位の譲渡」とは、売買契約における買主の地位を譲渡することです。「買主の地位の譲渡契約」は、売主A・買主B・買主の地位の譲受人Cの3当事者による三面契約によっても、

BとCだけの契約でもすることは可能ですが、後者の場合ではAの同意が必要となります

そして、買主の地位の譲渡により、譲受人Cは、買主Bがもっていた売主Aに対する所有権移転登記請求権を承継することとなります。

冒頭にあげた例でいいますと、たとえば以下の内容を記載した登記原因証明情報を添付することとなります。

① 売主Aと買主Bの間で、「Bは、売買代金を完済した時に所有権がBに移転される」旨の特約を付した売買契約を結んだこと。

② 買主BとCとの間で、①の売買契約の買主としての地位をBからCへ譲渡する旨の契約を締結したこと。

③ ②の「買主の地位の譲渡契約」についてAの同意を得たこと。

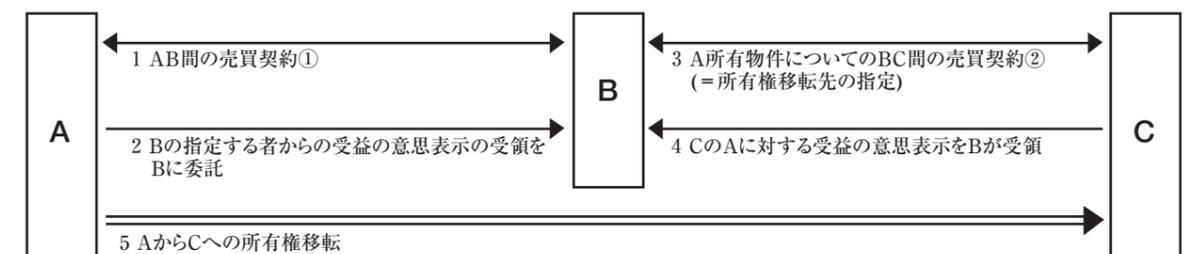
④ Cが、Aに売買代金の全額を支払い、所有権がAから直接Cへ移転したこと。

### 6. まとめ

この法務省の回答で確認された(1)と(2)の方法は、いずれも所有権がAからCへ直接移転していることを前提としており、権利変動を正確に反映させるという不動産登記法の趣旨に合致したものと考えられます。

従って、不動産登記法改正前に事実上行われていた中間省略登記とは、根本的に異なるものです。その意味で、この法務省の回答によって、中間省略登記が認められることになったということではできませんが、同様の意義を有する登記手続が確認されたといえることができます。

### 「第三者のためにする契約」を使った所有権の直接移転の一例



#### 売買契約①に付される特約の一例

- (1) AはBに物件を売却し、BはAに代金を支払う
- (2) 所有権は、Aから、Bの指定する者に直接移転する(=第三者のためにする契約)
- (3) Bの売買代金完済後も、所有権はAに留保される
- (4) Aは、Bの指定する者からの受益の意思表示を受領をBに委託する
- (5) Aは、Bの所有権移転債務の履行を引き受ける

#### 売買契約②に付される特約の一例

- (1) BはCにA所有の物件を売却し、CはBに代金を支払う
- (2) BのCに対する所有権移転債務は、Aが履行し、所有権はAからCに直接移転する



弁護士

國吉 雅男  
(くによし・まさお)

〈出身大学〉  
京都大学経済学部

〈経歴〉  
2003年10月  
最高裁判所司法研修所修了  
(56期)  
大阪弁護士会登録  
中央総合法律事務所入所

〈取扱業務〉  
知的財産権法務、金融法務、  
民事法務、商事法務、会社  
法務、家事相続法務

# いよいよ施行!電子記録債権法

弁護士 國吉 雅男

## 1 はじめに

電子記録債権法(平成19年6月20日成立)が、平成20年12月1日より施行されることになりました。電子記録債権は、事業者の資金調達の新たな手段を提供することなどを目的とするもので、従来の手形債権、指名債権に代わるものとして、その活用が期待されています。

本稿では、電子記録債権制度の概要、その想定されるメリットについてご紹介させていただきます。

## 2 電子記録債権制度の概要

### (1) 電子記録

電子記録債権の最大の特徴は、その内容、発生、譲渡、消滅及び変更等の一切が、電子記録によって一元的に管理される点にあります。

この電子記録は、電子記録権利者(電子記録をすることにより電子記録上、直接に利益を受ける者)と電子記録義務者(電子記録をすることにより電子記録上、直接に不利益を受ける者)の双方が、電子債権記録機関に対し請求することにより、電子債権記録機関が保有する記録原簿(磁気ディスク上の電子帳簿)に記録されます。

この電子記録の請求方法は、電子記録債権記録機関の業務規程によって定められますが、電子メールでの請求が想定されています。

### (2) 電子記録債権の発生、譲渡、消滅等

電子記録債権は、発生記録と呼ばれる電子記録をすることによって発生し、電子記録債権の譲渡は、譲渡記録と呼ばれる電子記録をすることによって効力が生じます。

また、電子記録債権の消滅についても、効力発生要件とはされていませんが、支払人の二重払いを防ぐために、速やかに支払等の記録がされるよう決済の方法が工夫されています。

## 3 電子記録債権活用のメリット

### (1) 高い法的安定性、権利内容、帰属の明確性

電子記録債権は発生記録によって発生する

債権で、発生の原因となった法律関係(原因関係)とは無関係の債権であり、また、①権利推定効、②善意取得、③人的抗弁の切断等の手形債権に類似した性質が認められますので、高い法的安定性が確保されるものとされています。

また、登記と同様に、電子記録が、電子記録債権の存在と内容を公示する機能を果たしますので、電子記録債権の当事者は、債権の存在、内容および帰属を直接的に証明することが可能となります。

### (2) 譲渡手続の簡便性

電子記録債権の譲渡は、譲渡記録によってその効力を生じ、譲渡記録がなされれば、債務者、第三者のいずれに対しても譲渡の事実を対抗できることが可能となります。

民法の指名債権のように、個別の譲渡につき通知(第三者に対しては確定日付ある通知)や債権譲渡登記など、特別の対抗要件具備の手続をとる必要がありません。

### (3) 印紙税のコスト削減

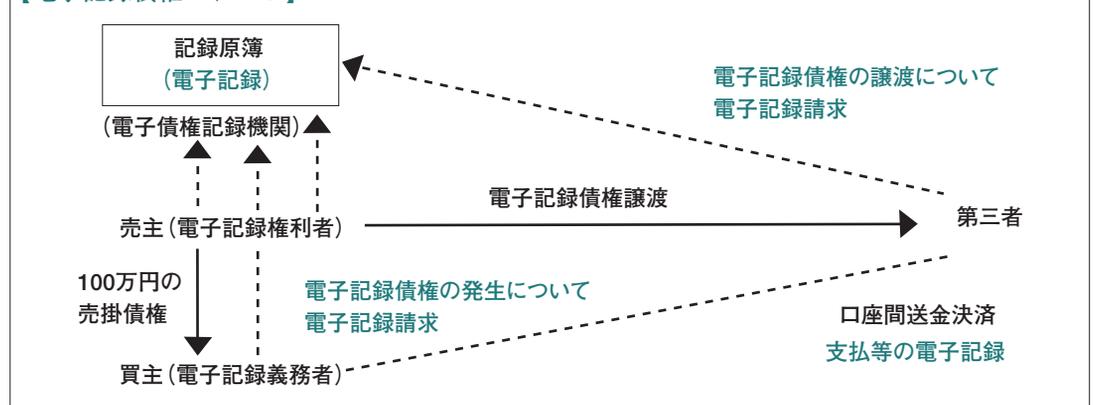
電子記録債権は証券を作成しないため、発生記録にあたり印紙は必要ないと考えられていますので(cf.約束手形)、コスト削減の効果が期待できます。

### (4) 電子的事務の効率化

電子記録債権は、電子記録上の当事者双方が、電子メール等によって電子債権記録機関に発生請求することによって発生します。手形のように都度証券を作成し交付することや、盗難等に備えて厳重に保管、管理する必要がないので、証券の作成および管理にかかる事務負担、費用を削減できるものと考えられています。

電子記録債権については、以上のようなメリットがあると考えられていますので、「手形のペーパーレス化」という用途のみならず、売掛金債権の流動化、シンジケート・ローンの流動化等の活用利用されることが期待されています。

### 【電子記録債権のイメージ】





弁護士

川口 富男

(かわぐち・とみお)

〈出身大学〉  
京都大学法学部

〈経歴〉  
1959年4月最高裁判所司法研修所修了(11期)  
裁判官任官  
東京高等裁判所、大阪高等裁判所、大阪地方裁判所等の裁判官および最高裁判所調査官として民事裁判に携わる。

京都家庭裁判所所長、京都地方裁判所所長、高松高等裁判所所長官歴任

1999年11月  
高松高等裁判所所長官を定年退官

2000年1月大阪弁護士会登録  
中央総合法律事務所入所

〈前〉  
日本調停協会連合会副理事長  
近畿調停協会連合会会長  
大阪民事調停協会会長

〈現在〉  
財団法人国際商事法センター理事  
年金記録確認大阪地方第三者委員会委員長

〈取扱業務〉  
民事法務、商事法務、会社法務、金融法務、倒産法務、行政法務、家事相続法務

## 裁判エッセイ 28 ●

### 討議と対話……裁判における「合議」の性質……

弁護士 川口 富男

デヴィッド・ボーム(量子力学の世界的権威)著「ダイアログ」(金井真弓訳 英治出版07・10・10刊)に次のようなエピソードが紹介されています。

「20世紀を代表する物理学者アルベルト・アインシュタイン(相対論)とニールス・ボーア(量子論)が何年にもわたり、物理学について、非常に忍耐強く、友好的な態度で、何度も議論を交わしたが、二人の想定や意見の違いがとうとう相容れない地点にまで達した。ボーアは量子論に基づき、アインシュタインは相対論に基づいていた。どちらも妥協することなく、同じ見解を繰り返すだけであった。そしてついに、それ以上の議論は無駄だと悟り、二人は次第に距離を置くようになった」

ボームは、この対立について「彼らはそれぞれ自分の意見を真実だと感じていたため、どんな意見も共有できなかったのである」と言っています。そして、ボームは、二人の意見交換方法は討議、すなわちディスカッション(discussion)であったと言います。ディスカッションは、打楽器(percussion)や脳しんとう(concussion)と語源が同じで、これには物事を壊す、という意味がある。ディスカッションは分析という考え方を重視する、つまり分析し、解体する。ディスカッションはピンポンのようなもので、人々は考えをあちこちに打っている状態だ。そしてこのゲームの目的は、勝つか、自分のために点を得ることである、とボームは言うのです。

ですから、討議では、意見が一致することは少なく、物別れになるか、多数決で決めざるをえないこととなります。

◇ ◇ ◇  
これに対して、対話(dialogue)は、ギリシャ語の「dialogos」からきた言葉で、人々の間を通過していく「意味の流れ」というイメージのものである。そこでは、点を得ようとする試みも、自分の意見を通そうとする試みも見られない。それどころか、だれかの間違いが発見されれば、全員が得をすることになる。人々は互いに戦うのではなく、「ともに」戦っているのである、とボームは言います。

だから、アインシュタインとボーアは、討議ではなく、対話をするべきであった。対話をしていただければ、彼らは相手の意見にきちんと耳を傾けられたかもしれない。そして、二人とも自分の意見を保留し、相対論と量子論を超えた新しい理論にたどり着いたであろう、とボームは残念がっています。

◇ ◇ ◇  
3人以上の裁判官で裁判をする場面があります。この合議体が意見を決める際に「合議」をします(法律は「裁判の評議」という表現をしています。裁判所法75条)。この合議の仕方について法律は、結論については「過半数の意見による」と定めているだけですが、慣行的に行われている方法は、次のようなものです。

合議は、裁判官がそれぞれ意見を述べるのが基本です。その意見が何に関するものかという観点から分類すると、①裁判の結論についての意見(民事事件では、原告勝訴であるとか、刑事事件では、被告人有罪であるとかの意見)、②結論に至る個々の争点についての意見(争点になっている売買が有効かどうかなど)、③そうした個々の争点についての意見を固

めるために必要な素材に関する意見(「売買があった」という証言が信用できるか、その証人はどういう立場の人なのかなど)等となるでしょう。

この分類を前提として、意見を作る過程の実際を見ることにしましょう。人が自分の意見を作る場合には、いきなり①の意見が固まるのではなく、とっかかりの③のところから考えて、積み上げていくものです。簡単な事件では、そうして作り上げた一人ひとりの結論的な意見を合議で述べ合うことで足りませんが、複雑な事件では、一人としても、合議体としても、意見として固め上げることはしばらくおいて、考えとして固まる以前の素材を並べて、三人で③から②、さらに①へと検討を進めることがあります。この三人による検討では、三人がまるで一個の脳を共有しているようになって検討し、考えていくことになります。この共有の脳はかなり容量が大きく、複眼的な性質を持つものと考えていただくよと思います。真相の把握しにくい、複雑な事件では、各裁判官が確定的意見を構成する以前に、前段階的な素材を目の前に置いて、これを皆で検討して、いわば星雲状態のものを固定状態に固めていくような作業をするのが有用なものです。その上で、各裁判官は、この共有の脳が持つに至った、より整理された情報をも利用しながら、自分の意見を固めていきます。その上で更に、三人で合議を繰り返します。

なお、合議では「飛び乗り飛び降り勝手次第」として、当初の意見にこだわらず、意見交換を通じ、柔軟に意見を修正することも大切とされています。「君子は豹変す」べきものなのです。

そこでは、アインシュタインとボーアの意見を対立させた不毛の討議ではなく、意見を構成する以前の意味が構成員の間を流れ、生成発展していくこととなります。

◇ ◇ ◇  
この裁判における合議は、まさに対話(dialogue)に当たるといえるでしょう。地方裁判所、高等裁判所では、普段の執務室で四角い机に座って合議をしますが、最高裁判所には特別の合議室(評議室と呼ばれる)があり、円卓を使用しています。15人(大法廷)又は5人(小法廷)による合議ですから、円卓の方が意見の交換がうまくいきます。裁判所では、合議体の構成員の表決権は平等ですから(裁判長は、評議を開始し、整理する役目を負うだけです)、その意味でも皆を平等に扱うことになる円卓が相応しいのです。

ボームも、「対話の基本的な考え方は、ひとびとが輪になって座ることだろう。そうした幾何学的な並び方だと誰かが特に有利になることはない。ダイレクトなコミュニケーションが可能である」と言っています。

政府等の各種審議会の議事方法が討議なのか、対話なのかについては、前者の趣が強いように思います。それでは意見が生成発展しにくいと思います。会社の取締役会はどちらでしょうか。

裁判所の合議のような対話がもっと世に広がるとよいのですが。

# 公益法人制度改革に対応する税制措置



税理士  
**岡山 栄雄**  
(おかやま・えいお)

〈出身学校〉  
高知学芸高等学校  
関西学院大学経済学部

〈出身地〉  
高知県四万十市

〈主な経歴〉  
大阪国税局 総務部 企画課長  
大阪国税局 査察部 管理課長  
大阪国税局 査察部 次長  
国税不服審判所 審理部 副審判官  
福知山税務署 署長  
南 税 務 署 署長

〈中央総合会計事務所〉  
大阪市北区西天満2丁目10番2号  
幸田ビル6階603号  
TEL 06-6363-2063  
FAX 06-6363-2067

## 中央総合会計事務所 税理士 岡山 栄雄

### 1 公益法人制度改革

民法第34条の規定に基づいて設立された「社団法人・財団法人」は、100余年の歴史を有し、我が国の公益活動において大きな役割を担ってきました。ところが、平成18年に、公益法人に関する新しい法律が公布され、新たな公益法人制度がスタートしています。

この制度によって、平成20年12月1日からは、公益法人の設立と公益性の判断が分離され、公益法人の設立については、登記をするだけで「一般社団法人・一般財団法人」を設立することができます。一方、公益性の判断は、第三者機関（公益認定等委員会又は都道府県に設置される合議制機関）が認定をすることになり、その認定を受けた法人が、「公益社団法人・公益財団法人」となります。

### 2 従来の社団法人・財団法人

既存の社団法人・財団法人で、新たな公益法人に移行していない法人は、平成20年12月1日以後は、「特例民法法人」とされます。なお、一定期間は従前どおりの規定が適用されます。

ただし、特例民法法人は、平成20年12月1日から5年以内（平成24年11月30日まで）に、行政庁に対して新たな公益法人への移行の申請をしなかった場合には、解散したものとされます。

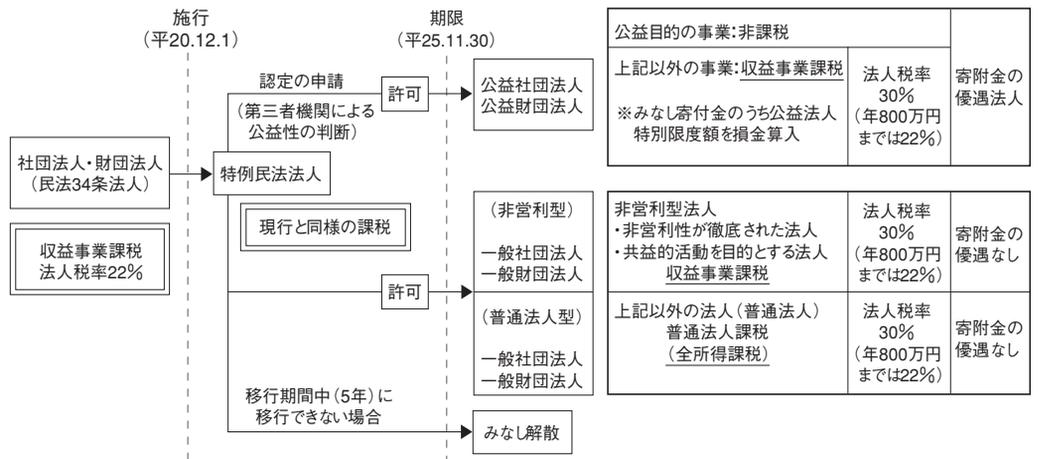
### 3 新たな公益法人に対する税制措置

(1) 公益社団法人・公益財団法人は、収益事業を営む場合に限り、法人税が課税されます。

(2) 一般社団法人・一般財団法人のうち、一定の要件に該当する法人は、収益事業を営む場合に限り、法人税が課税されます。

(3) 一定の要件に該当しない一般社団法人・一般財団法人は、法人税法上、普通法人とされ、すべての所得に対して法人税が課税されます。

### 公益法人制度改革に対応する税制措置



#### 大阪事務所



## 弁護士法人 中央総合法律事務所

<http://www.clo.jp>

■大阪事務所 〒530-0047  
大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階・受付5階  
TEL. 06-6365-8111(代表) FAX. 06-6365-8289

■東京事務所 〒106-0032  
東京都港区六本木1丁目6番3号 泉ガーデンウイング5階  
TEL. 03-3568-7244(代表) FAX. 03-3568-7245

#### 東京事務所



#### ●所属弁護士等

- |            |           |           |           |                  |            |            |
|------------|-----------|-----------|-----------|------------------|------------|------------|
| 弁護士 中務 嗣治郎 | 弁護士 岩城 本臣 | 弁護士 森 真二  | 弁護士 加藤 幸江 | 弁護士 村野 譲二        | 弁護士 安保 智勇  | 弁護士 中光 弘   |
| 弁護士 中務 正裕  | 弁護士 中務 尚子 | 弁護士 村上 創  | 弁護士 小林 章博 | 弁護士 錦野 裕宗        | 弁護士 鈴木 秋夫  | 弁護士 小林 幹雄  |
| 弁護士 藤井 康弘  | 弁護士 國吉 雅男 | 弁護士 瀧川 佳昌 | 弁護士 衛藤 祐樹 | 弁護士 金澤 浩志        | 弁護士 山田 威一郎 | 弁護士 中野 清登  |
| 弁護士 福栄 泰三  | 弁護士 吉田 伸哉 | 弁護士 加來 武宜 | 弁護士 田口 健司 | 弁護士 平山 浩一郎       | 弁護士 古川 純平  | 弁護士 松本 久美子 |
| 弁護士 柿平 宏明  | 弁護士 赤崎 雄作 | 弁護士 川口 富男 | 弁護士 岡村 旦  | 外国法研究員 顧 晔 (中国籍) | 法務部長 寺本 栄  | 法務部長 角口 猛  |
| 法務部長 野草 弘嗣 |           |           |           |                  |            |            |